

第17回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年11月20日（水）午後1時30分

場 所 大田原市役所 3階301・302会議室

次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名人の選任について

4 議 題

- (1) 報告第1号 土地改良事業参加資格の承認について
- (2) 議案第1号 農用地利用集積計画について
- (3) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (5) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (6) 議案第5号 非農地証明願について
- (7) 議案第6号 特定農地貸付の承認について

5 出席委員（14名）（法律第27条第3項規定）

1 番 渡邊 和子	2 番 越沼 良	3 番 秋本 則夫
4 番 阿見 芳	7 番 植竹 裕子	8 番 笹沼 保治
9 番 郡司 裕一	10 番 荒井 一夫	11 番 相馬 和恵
12 番 岩城 善広	13 番 鈴木 賢一	14 番 古沢 成子
15 番 屋代 幸子	17 番 佐藤 孝	

6 欠席委員

5 番 助川 悦夫	6 番 津久井 勝之	16 番 唐橋 洋子
-----------	------------	------------

7 本会に出席した職員

農業委員会事務局長ほか 4名

8 傍聴人 なし

開会の宣言

午後1時30分 開 会

大田原市農業委員会憲章唱和（1番）

事務局 それでは会長のごあいさつをお願いします。

議 長 （荒井 一夫） <あいさつ>

本日の出席委員は14名であり、定足数を満たしております。ただいまから第17回農業委員会総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名人の選任について、議長において指名してよ

ろしいでしょうか。お諮りいたします。

<異議なしの声あり>

議 長 (荒井 一夫) 異議なしの声ですので、議事録署名人には、17番佐藤委員、1番渡邊委員を指名します。会議の書記につきましては、事務局をお願いいたします。

今回、事前に配付しております議案資料に訂正等がありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 <資料訂正箇所等の説明>

議 長 (荒井 一夫) それでは議事に入ります。

報告第1号「土地改良事業参加資格の承認について」を上程します。報告件数は1件です。事務局から説明をお願いします。

事務局 <総会資料説明 4ページ>

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので質疑に移ります。

質疑はございませんか。

<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

次に、議案第1号「農用地利用集積計画について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 <総会資料説明 5～44 ページ>

農地中間管理機構特例事業 8件

利用権設定等促進事業 38件

農地中間管理事業（農地利用集積計画一括方式） 12件

議 長 (荒井 一夫) 本件は、議事参与となる案件がありますことから、議案を分割して質疑・採決を行います。

はじめに、資料19ページ、利用権設定等促進事業、申請番号11-16及び資料38ページ、農地中間管理事業（農地利用集積計画一括方式）、申請番号11-1、11-2、11-3、11-4について、9番郡司委員が議事参与に該当いたします。

つきましては、郡司委員は退室願います。

<郡司 裕一委員 退室>

議 長 (荒井 一夫) これより質疑を行います。質疑に移ります。

質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

利用権設定等促進事業、申請番号11-16及び農地中間管理事業（農地利用集積計画一括方式）、申請番号11-1、11-2、11-3、11-4について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願いま

す。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

本件については、原案のとおり決定することといたします。

審議終了により、9番郡司委員の入室を認めます。

<郡司 裕一委員 入室>

議 長 (荒井 一夫) 続きまして、議案第1号の残りの案件についての質疑を行います。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

利用権設定等促進事業、申請番号11-16及び農地中間管理事業（農用地利用集積計画一括方式）、申請番号11-1、11-2、11-3、11-4以外の議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

本件については、原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は10件です。

はじめに事務局から説明を願います。

事務局 <総会資料説明 45 ページ>

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりました。

次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。佐藤委員。

現地調査担当委員(佐藤 孝) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について報告いたします。令和6年11月18日、現地調査班第2班で確認してまいりました。申請のありました10件について、担当推進委員及び事務局からの報告により調査・検討しました結果、一括、許可することに問題ないものと思われます。

以上、報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第2号は、原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は3件です。

はじめに事務局から説明をお願いします。

事務局 <総会資料説明 49 ページ、別冊資料説明 1～6 ページ>

議長（荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。佐藤委員。

現地調査担当委員（佐藤 孝） 議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について報告いたします。令和6年11月18日、現地調査班第2班で確認してまいりました。担当推進委員及び事務局からの報告により調査・検討しましたので報告いたします。

申請番号12番、上奥沢地内について、道路より低い農地に盛土をして畑として改良するための一時転用許可申請です。盛土は、県内の公共事業で排出された土を利用し、工期は3年を見込んでいるとのこと。農地の改良であり、転用することに問題ないと確認いたしました。

申請番号13番、奥沢地内について、一般住宅新築と自営する工業所への進入路等を整備するための転用申請です。周辺農地への影響はなく、転用することに問題ないと判断いたしました。

申請番号14番、奥沢地内について、大田原市が所有する農地を災害発生時の廃棄物一時保管所として設置するための転用申請です。工事計画は30センチの盛土を行うこと、周辺に土手を造成すること、雨水は白鷺湖に放流することとしています。転用することに問題はないものと確認しました。

以上ご報告いたします。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、申請番号12番及び14番については許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることとし、またそれ以外の1件については原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。議案第3号は、申請番号12番及び14番については許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることとし、またそれ以外の1件については原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上

程します。申請件数は4件です。

はじめに事務局から説明をお願いします。

事務局 <総会資料説明 50 ページ、別冊資料説明 7～10 ページ>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告
願います。佐藤委員。

現地調査担当委員(佐藤 孝) 議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請
について報告いたします。令和6年11月18日、現地調査班第2班で確
認してまいりました。担当推進委員及び事務局からの報告により調査・検
討しましたので報告いたします。

申請番号30番、美原3丁目地内について、宅地分譲のための売買許可
申請です。16区画が分譲予定であり、コンクリート擁壁を設置し、雨水
は側溝から浸透槽へ排水される予定です。北西に農地があるものの、近隣
は宅地分譲されている箇所も多く、農地に対する影響は少なく転用するこ
とに問題ないと確認しました。

申請番号31番、富池地内について、美容室併用住宅建築のための使用
貸借許可申請です。北西に農地があるものの、盛土をして土砂防止対策を
とるなどして農地への影響は少ないものと思われます。転用することに問
題ないと確認しました。

申請番号32番、南金丸地内について、土地の所有権移転をした後に住
宅建築を行うための贈与転用許可申請です。近隣には資料館や神社などが
あり、周辺は宅地化が進んでいます。転用することに問題ないと確認しま
した。

申請番号33番、加治屋地内について、一般住宅建築のため、売買によ
る転用許可申請です。農地は東側にありますが近隣は宅地化が進んでおり、
転用することに問題ないと確認いたしました。

以上ご報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたの
で、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

議案第4号については、申請番号30番については許可相当とし、栃木
県農業会議に意見を求め、合わせて都市計画課と調整を行うこととし、そ
れ以外の3件は原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第4号については、申請番号
30番については許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求め、合わせて
都市計画課と調整を行うこととし、それ以外の3件は原案のとおり許可す

ることといたします。

次に、議案第5号「非農地証明願について」を上程します。申請件数は4件です。はじめに事務局から説明をお願いします。

事務局 <総会資料説明51、52ページ、別冊資料説明12～15ページ>

議長（荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告をお願いします。佐藤委員。

現地調査担当委員（佐藤 孝） 議案第5号、非農地証明について報告いたします。

令和6年11月18日、現地調査班第2班で確認してまいりました。担当推進委員及び事務局からの報告により調査・検討しましたので報告いたします。

申請番号23番、蜂巢地内について、現地は平成10年頃から管理、利用されておらず、現在は竹が密植している状態でした。非農地になって20年以上経過しており、農地に戻すことは難しく、証明することに問題はないものと思われます。

申請番号24番、須佐木地内について、昭和53年3月頃に住宅を建築して使用していました。夫が死亡したため、相続により所有権移転を行ったところ、現在地の地目が農地だと判明したとのことです。現在も宅地として使用しております。非農地になって20年以上経過しており、農地に戻すことは難しく、証明することに問題はないものと思われます。

申請番号25番、八塩地内について、昭和51年3月頃から幼稚園の施設及び敷地として利用されてきました。その後、廃園となり施設の売却をしようとしたところ、農地であることが判明したようです。昭和51年当時は、許可申請は不要でありました。非農地になって20年以上経過しており、農地に戻すことは難しく、証明することに問題はないものと思われます。

申請番号26番、須賀川地内について、30年以上前はこんにゃくの栽培をしておりましたが、自身の高齢化に伴い耕作が難しくなり山林化となりました。現地の近くは急傾斜地の山林であり、栃木県による砂防ダムの建設が予定されております。非農地になって20年以上経過しており、農地に戻すことは難しく、証明することに問題はないものと思われます。

以上、ご報告いたします。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 （荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第5号は、原案のとおり証明することといたします。

次に、議案第6号「特定農地貸付の承認について」を上程します。申請件数は1件です。はじめに事務局から説明をお願いします。

事務局 <総会資料説明 54～56 ページ、別冊資料説明 16 ページ及び別添資料>

議 長 （荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<岩城 善広委員挙手>

岩城 善広委員 市民農園の利用者が耕作のための農具を運ぶ都合上、駐車場以外に自動車や自転車を路上駐車するケースがみられる。本件も駐車場から一番遠い区画については、利用者の路上駐車が懸念されるため駐車場を分散した方が周辺に迷惑が掛からないのではないかと感じた。

事務局 事務局からも駐車場の数量が少ないのではないかと話をしたが、既存の市民農園の規模と駐車場の数量に合わせて造成したと所有者より回答があった。

本件の区画と区画の間は、軽トラック1台が走行できるスペースを設けるようなので、農具を運び入れる際の路上駐車は回避できるのではないかと思う。しかしながら、今後、路上駐車などの行為があった場合、必要に応じて駐車場の増設をするよう事務局より所有者へ働きかける。

議 長 （荒井 一夫） 他に質疑はございませんか。質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議 長 （荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。議案第6号は原案のとおり承認することといたします。

本日予定された議事の審議は、すべて終了しました。

次に、その他に入ります。議事案件以外に委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

議 長 （荒井 一夫） そのほか、質疑はありますか。

<挙手なし>

議 長 （荒井 一夫） 皆さまから特にないようなので、以上で第17回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後2時24分 閉会